

令和6年御殿場市議会3月定例会議案資料  
(新旧対照表)

( 第 2 号 )

件 名	頁
議案第28号関係資料	1
議案第29号関係資料	3

御 殿 場 市

## 議案第 28 号関係資料

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条 【略】</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 5 条</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 3 6 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p>

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条  
条の5第3項

法附則第4

法附則第4条の5第3項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 29 号関係資料

御殿場市介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、令第39条に規定する基準(令附則第16条及び第17条に規定する特例割合を定めてするものを含む。)</u>に基づき算定するものとし、当該各年度における保険料額は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4)及び(5) <b>【略】</b></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,300円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,600円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 95,400円</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ</p>	<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u></p> <p>(1) <u>28,900円</u></p> <p>(2) <u>43,500円</u></p> <p>(3) <u>43,800円</u></p> <p>(4)及び(5)</p> <p>(6) <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">ア</p> <p style="padding-left: 20px;">イ</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>、第11号イ又は第12号イ</u></p> <p>(7) <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">ア</p> <p style="padding-left: 20px;">イ</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>第11号イ又は第12号イ</u></p> <p>(8) <b>【略】</b></p> <p style="padding-left: 20px;">ア</p> <p style="padding-left: 20px;">イ</p>

<p>(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>108, 100円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>350万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。)、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111, 300円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。))<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>114, 400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>750万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>120, 800円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,000円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</u></p>	<p><u>、第11号イ又は第12号イ</u></p> <p>(9) 【略】</p> <p>ア <u>420万円未満</u></p> <p>イ</p> <p><u>、第11号イ又は第12号イ</u></p> <p>(10) <u>114, 400円</u></p> <p>ア <u>520万円未満</u></p> <p>イ</p> <p><u>、次号イ又は第12号イ</u></p> <p>(11) <u>120, 800円</u></p> <p>ア <u>620万円未満</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。))<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>127, 200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市民税世帯非課税者に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p> <p>(13) <u>133, 500円</u></p>
--	--

係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,000円」とあるのは、「25,400円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,000円」とあるのは、「44,500円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年度から令和8年度までの保険料率の特例)

第2条 第2条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,100円とする。

2 前項の規定は、第2条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,100円」とあるのは、「30,800円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第2条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,100円」とあるのは、「43,500円」と読み替えるものとする。

第3条 第1号被保険者のうち、令和5年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和6年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和7年度における保険料額の算定について準用する。この場合において、同項中「令和5年」とあるのは「令和6年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和8年度における保険料額の算定について準用する。この場合において、同項中「令和5年」とあるのは、「令和7年」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第4条 この条例による改正後の御殿場市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。